

[事案 2025-100] 年金支払取扱確認等請求

・令和8年2月16日 和解成立

<事案の概要>

保険料払込期間終了後に年金受取ができないとされたことを不服として、年金受取の取扱いができることの確認等を求めて申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成3年12月に契約した終身保険について、保険会社は平成31年4月以降、5年確定年金についての移行取扱いを中止したが、以下の理由により、本契約について、保険料払込期間終了後に年金支払の取扱いができることの確認を求める。また、本件申立てに至るまでに要した通信費やコピー代等の諸費用を支払ってほしい。

- (1) 自分は、退職後の生活費を準備できると勧められて本契約に加入した。本契約は、終身保障にかえて年金受取を選択できるものであるが、令和7年4月に、保険会社担当者に年金受取ができるか質問したところ、年金受取はできないと回答された。募集人から老後の資金確保を目的に加入を勧められ、それに従って本契約の契約をしたにもかかわらず、合理的な理由もなく会社の方針として年金取り扱いをやめるのは契約違反である。
- (2) 平成28年9月、本契約の保険料の前納に際し、保険会社担当者に年金受取についての質問をしたが、保険会社担当者によれば、5年確定年金の受け取りができるとのことであった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約に年金支払取扱特約を付加することにより、終身保障にかえて年金受取を選ぶことができるが、年金支払取扱特約の付加は当社の承諾を得ることを条件としており、必ず同特約が付加できるものではない。
- (2) 5年確定年金については、近年の国内金利低下等のため、年金移行日の責任準備金等よりも、移行した際の年金受取額累計額の方が少なくなり、元本割れが発生することが判明したことから、当社は、平成31年4月から年金移行取扱いを休止している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至った経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 平成28年9月ごろ、申立人は、保険会社担当者から、本契約を、5年確定年金に移行した場合の年金額を記載した手紙を受け取っており、申立人の事情聴取の結果からすれば、その際、将来の年金支払いを期待してその後の保険料を全期前納したことが認められる。保険会社担当者的手紙は、保険会社が5年確定年金の移行取扱いを中止する前のものであるため、この手紙の内容が誤っていたわけではないが、これにより、申立人が、年金支払の取扱いができることを強く期待したということは確かであると思われる。

(2) 保険会社によれば、5年確定年金の移行取扱いを中止した際、保険会社は対象契約者に対し事前通知等を行っていないということであり、年金支払取扱特約は必ず付加できるものではないことからすれば、対象契約者に対して事前連絡をしていないことが違法であるとまでは言えないものの、申立人は、保険会社担当者からの手紙により、保険料を前納してまで特に年金支払の取扱いができることを期待していたため、何の連絡もなく年金支払いを中止することは申立人に酷だと考える。